

# 保 険 料

## 1. 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、3年ごとに各区市町村が定める基準額に、所得段階に応じた割合を乗じて決定され、その額は区市町村によって異なります。

介護保険料の標準的な段階設定は次ページのとおりですが、あなたの保険料がいくらになるかは、お住まいの区市町村の介護保険担当課へお問い合わせください。

### 【保険料の納め方】

介護保険料の納め方には、年金から自動的に徴収される「特別徴収」と、金融機関等に納めていただく「普通徴収」があります。特別徴収は、老齢退職年金、遺族年金又は障害年金を年額18万円以上受給している方が対象で、年金の定期支払（年6回）の際に保険料が差し引かれます。普通徴収の支払時期や回数は区市町村によって異なります。

## 2. 40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

40～64歳の方の保険料は別途定められ、医療保険（国民健康保険等）の保険料の一部として徴収されます。保険料の額等は医療保険により異なります。

### 保険料を納めないと、様々な制約が課せられます

介護保険は、介護や支援を要する高齢者等を社会全体で支えあう制度です。そのため、保険料は必ず納めていただく必要があります。

保険料を納めていない方には、サービスの利用時に次のような措置がとられます。

- 1年以上納めていないとき → **支払方法の変更**  
自己負担だけでなく、サービスの費用全額を一旦利用者が負担することになります。後日、申請により保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上納めていないとき → **保険給付の一時差止め**  
保険給付の一部又は全部が一時的に支払われなくなります。支払われなかった保険給付費を滞納保険料に充当する場合があります。
- 2年以上納めていないとき → **給付額の減額**  
保険料は2年以上納めていないと時効となりますが、サービス利用時に時効となった未納保険料がある場合は、一定期間、1割又は2割の利用者負担の方は3割（3割の利用者負担の方は4割）となり、高額介護サービス費（※）及び特定入所者介護サービス費（※）等が支払われなくなります（※11ページ参照）。

